

インターネット誹謗中傷対策の推進に関する法律案 概要

インターネット誹謗中傷による被害が多数発生し、被害者等の
人権を著しく侵害する等の問題が深刻化している現状



インターネット誹謗中傷の防止及び被害の迅速・確実な救済という課題に
対処するため、基本理念、インターネット誹謗中傷対策の基本的事項等を
定めることにより、インターネット誹謗中傷対策を総合的に推進

* インターネット誹謗中傷…電気通信の送信(放送を除く。)による権利利益侵害情報(誹謗中傷、不当な差別、侮辱、名誉毀損その他の人の権利利益を侵害することを内容とする情報)の流通

基本理念

- ① 国民がインターネットを適切に活用する知識・能力を習得するとともに、インターネット誹謗中傷の防止の重要性について国民の自覚を促し、国民の理解と関心を深めること。
- ② 被害の状況・原因、被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、被害者等の救済があらゆる機会において迅速・確実に図られること。
- ③ 国、地方公共団体、電気通信事業者等の相互の密接な連携の下に対策を実施すること。
- ④ 自由な表現活動が健全な民主主義の根幹を支えるものであること及びインターネットを通じて多様な情報の自由な流通が確保されることが重要であることに十分配慮すること。

責務

国、地方公共団体及び電気通信事業者の責務を定める。

大綱

政府は、基本方針等を定めるインターネット誹謗中傷対策大綱を策定しなければならない。

* 総務大臣が、関係大臣と協議した上で、所管大臣として大綱案を閣議請議する。

基本的施策

インターネット誹謗中傷防止施策

- ✓教育の推進等
- ✓広報啓発
- ✓再発防止のための指導等

被害者等の救済施策

- ✓相談・情報の提供等
- ✓損害賠償請求についての援助等
- ✓保健医療・福祉サービスの提供
- ✓職員の訓練、専門人材の配置等

事業者の取組促進等施策

- ✓相談体制整備、取組状況の公表等の促進
- ✓関係機関の要請に応じた場合のプロバイダの免責等
- ✓外国会社の登記の適正化

* 政府は、インターネット誹謗中傷対策の実施のための法制上の措置等を講じなければならない。

* 政府は、毎年、国会に、被害状況及び対策の実施状況の報告をするとともに、公表しなければならない。

検討 政府は、下記の事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

- ✓被害者等に対する給付金の支給に係る制度の導入
- ✓被害者等の実効的な救済を図るための損害賠償に係る制度の導入
- ✓侮辱罪に係る公共の利害に関する場合の特例の創設
- ✓中立公正な立場で相談、調査、被害の救済・予防に関する事務をつかさどる行政組織の設置